

令和2年五所川原市教育委員会第5回定例会会議録

五所川原市教育委員会

令和2年五所川原市教育委員会第5回定例会議決結果表

議案番号	提案年月日	件名	議決年月日	結果
議案第27号	令和2年5月21日	臨時代理の承認を求めることについて（令和2年度五所川原市一般会計補正予算（教育予算））	令和2年5月21日	原案可決
議案第28号	令和2年5月21日	臨時代理の承認を求めることについて（五所川原市令和2年度学校給食費の助成に関する規程の制定）	令和2年5月21日	原案可決
議案第29号	令和2年5月21日	臨時代理の承認を求めることについて（令和2年度五所川原市すくすく学校給食応援事業補助金交付要綱の制定）	令和2年5月21日	原案可決
議案第30号	令和2年5月21日	令和2年度五所川原市の教育の基本方針、目標、取組について	令和2年5月21日	原案可決
議案第31号	令和2年5月21日	五所川原市学校林運営委員会委員の委嘱について（追加議案）	令和2年5月21日	原案可決
議案第32号	令和2年5月21日	五所川原市教育支援委員会委員の委嘱について（追加議案）	令和2年5月21日	原案可決
議案第33号	令和2年5月21日	五所川原市教育支援委員会専門員の委嘱について（追加議案）	令和2年5月21日	原案可決

令和2年五所川原市教育委員会第5回定例会会議録

日時：令和2年5月21日（木） 午後1時30分開会

場所：五所川原市本庁舎 3階 議会委員会室

◎議事日程

開会

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 前回会議録の承認（令和2年第4回定例会）
- 第 4 教育長の報告
- 第 5 議案第27号 臨時代理の承認を求めることについて（令和2年度五所川原市一般会計補正予算（教育予算））
- 第 6 議案第28号 臨時代理の承認を求めることについて（五所川原市令和2年度学校給食費の助成に関する規程の制定）
- 第 7 議案第29号 臨時代理の承認を求めることについて（令和2年度五所川原市すくすく学校給食応援事業補助金交付要綱の制定）
- 第 8 議案第30号 令和2年度五所川原市の教育の基本方針、目標、取組について
- 第 9 議案第31号 五所川原市学校林運営委員会委員の委嘱について（追加議案）
- 第10 議案第32号 五所川原市教育支援委員会委員の委嘱について（追加議案）
- 第11 議案第33号 五所川原市教育支援委員会専門員の委嘱について（追加議案）

閉会

◎出席教育長及び委員（5名）

教育長	長 尾 孝 紀	
1 番	丁子谷	悟 委員
2 番	木 村 吉 幸	委員
3 番	三 瀉 洋 生	委員
4 番	奈 良 陽 子	委員

◎説明のため出席した職員（11名）

教育総務課	教育部長	夏 坂 泰 寛
社会教育課	課長	永 山 大 介
スポーツ振興課	課長	大 沢 丈 徳
学校教育課	課長	近 藤 達 也
学校給食センター	課長	谷 川 龍 三
図書館	所長	葛 西 一
教育総務課	次長	須 藤 紀 子
教育総務課	庶務係長	成 田 琢 弥
学校教育課	専任員	小山内 秀 峰
学校給食センター	課長補佐	川 浪 学 遊
	主査	澁 谷

◎職務のため出席した職員（1名）

教育総務課	課長補佐	鎌 田 郁
-------	------	-------

◎開 会

○教育長

本日の出席は、私ほか委員が4名、定足数に達しております。これより令和2年五所川原市教育委員会第5回定例会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

○教育長

日程第1、会議録署名委員の指名に入ります。会議録署名委員は、委員会会議規則第17条第2項の規定により教育長が指名とありますので、私の方から指名いたします。1番 丁子谷委員、2番 木村委員にお願いいたします。

◎会期の決定

○教育長

日程第2、会期についてお諮りいたします。会期は本日一日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日一日とすることに決定いたしました。

◎前回会議録の承認（令和2年第4回定例会）

○教育長

日程第3、前回の会議録の承認についてであります。ご異議なければ承認したいと思います。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議がないようですので、第4回定例会の会議録を承認することに決しました。

◎教育長の報告

○教育長

日程第4、教育長の報告ですが、私の方から1点だけお知らせします。

学校関係における新型コロナウイルス感染症への対応について報告します。前回の定例会でも報告しましたが、4月16日に国の対策本部が緊急事態措置の対象地域を全都道府県に拡大したことを受け、4月20日に市の対策本部において4月21日から5月6日まで市内小中学校の臨時休業の実施を決定いたしました。

その後5月5日には青森県知事から休業要請が延長されなかったこと、また、五所川原地域で4月9日以降感染者が確認されなかったこと、及び文科省の臨時休業のガイドラインの基準等から判断し、5月7日、8日の臨時的な出校に続けて5月11日から正式に教育活動を再開しております。

また、5月19日、20日には市内小中学校長との人事評価制度に係る校長面談があり、それぞれの学校の様子について確認することができました。現在はこの学校でも子どもたちは元気に登校してきており、落ち着いた状況で学習することができていると報告を受けております。

今後のことについては、修学旅行、運動会や体育祭、学習発表会や文化祭等の学校行事の開催及び実施の可否について、夏季休業中の出校日について、それから延期になっております児童生徒や教職員の健診等についてなど、まだまだ相談や確認しなければならない事案がありますので、この後6月4日に予定されている五所川原市小中校長会において協議したいと考えております。現在、校長会を通して要望をまとめるような段階になっておりました。以上となります。

◎付議案件

○教育長

次に、日程第5 議案第27号「臨時代理の承認を求めることについて（令和2年度五所川原市一般会計補正予算（教育予算）」）について、担当課より説明願います。

○教育部長

議案第27号「臨時代理の承認を求めることについて（令和2年度五所川原市一般会計補正予算（教育予算）」）について、議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。議案第27号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に日程第6 議案第28号「臨時代理の承認を求めることについて（五所川原市令和2年度学校給食費の助成に関する規程の制定）」、日程第7 議案第29号「令和2年度五所川原市すくすく学校給食応援事業補助金交付要綱の制定）」について、関連がありますので一括議題といたします。

本件について担当課より説明願います。

○学校給食センター所長・澁谷主査

議案第28号「臨時代理の承認を求めることについて（五所川原市令和2年度学校給食費の助成に関する規程の制定）」、議案第29号「令和2年度五所川原市すくすく学校給食応援事業補助金交付要綱の制定）」について議案書をもとに説明した。

○教育長

要保護世帯はどうなりますか。

○学校給食センター所長

要保護及び準要保護世帯については他制度優先となり、これらの事業の対象外となっています。

○奈良委員

申請書は必要なくなったということですか。手続きは学校給食センターと市、どこでやるのですか。

○学校給食センター所長

特別支援学級に在籍し特別支援教育就学奨励費を受給している保護者は補助申請書の提出が必要です。

それ以外の手続き不要ということについては、市内学校に在学し給食の提供を受け、保護者が市内に住所を有している条件で手続きは不要であります。毎月学校からセンターに報告書を提出してもらっていますが、この事業にも兼ねることにより状況は

把握できるので学校とセンターとのやり取りとなります。学校の手間も今までより少なくなると思います。

○教育長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑を終結いたします。採決いたします。

議案第28号及び議案第29号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に日程第8 議案第30号「令和2年度五所川原市の教育の基本方針、目標、取組について」、担当課より説明願います。

○教育総務課長

議案第30号「令和2年度五所川原市の教育の基本方針、目標、取組について」、議案書を基に説明した。

○教育長

昨年度から協議しながら進めて参りまして、ようやくこのように掲載の仕様が変更になりました。これに伴い毎年冊子にしている「五所川原市の教育」の扱いはどうなりますか。

○教育総務課長

資料編を別冊にする予定であります。理由としては、資料編に掲載する学校教育、社会教育各種委員が決まるまで時間を要することから、資料編のみを7月を目途に作成することとし、本件の方針・目標・取組は、本日の定例会で承認をいただけるのであれば市の概況と合わせて速やかに作成したいと考えています。

○教育長

ほかに質疑はございませんか。

(なしの声あり)

○教育長

本件に関しては、1年を通して検証していければと思います。

質疑を終結いたします。採決いたします。

議案第30号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に日程第9 議案第31号「五所川原市学校林運営委員会委員の委嘱について」、担当課より説明願います。

○教育総務課長

議案第31号「五所川原市学校林運営委員会委員の委嘱について」、議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありますか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。

議案第31号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に日程第10 議案第32号「五所川原市教育支援委員会委員の委嘱について」、日程第11 議案第33号「五所川原市教育支援委員会専門員の委嘱について」は関連がありますので一括議題といたします。担当課より説明願います。

○学校教育課長

議案第32号「五所川原市教育支援委員会委員の委嘱について」、議案第33号「五所川原市教育支援委員会専門員の委嘱について」議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

○丁子谷委員

任期はどのようになっていますか。

○学校教育課長

6月12日から1年間の委嘱とする予定です。

○教育長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。

議案第32号及び議案第33号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

「その他」として何かございませんでしょうか。

○教育総務課長

学校施設における物損事故について報告した。

○教育長

本件は議会への報告事項でした。

そのほか、何かございませんか。

○丁子谷委員

学校トイレの洋式化は順次行うと思いますが何年かかるのですか。

○教育総務課長

今年度含めて4か年で実施します。

○教育長

新型コロナウイルスの影響で財政上先行きが見えない状況ですが、財政部局と協議し速やかに対応してほしいと思います。

○丁子谷委員

通学支援バスについて、離れて座るとか便数を増やすとか、密にならない工夫はなされていますか。

○教育総務課長

検討を行った経緯がございまして、乗車密度60%以上の通学支援バスに関して複数回のピストン輸送ができないか学校側へ問い合わせたところ、始業時間が遅くなると再度の臨時学校休業があることを想定すれば授業時間の確保について見込みが立たないとのご意見をいただきました。現状ではバスの換気で対応しております。

○教育長

3密については県教育委員会の方針もあり、3つの密が重ならない状況に設定することに留意しています。例えばスクールバスではマスクはもちろん、同じ方向を見ない状態で1時間も乗っていることはないので換気でなんとか対応しています。往復2便に増やしますと授業開始時間が遅くなります。今後感染拡大があれば別な方法も考えていかなければなりません。

○丁子谷委員

今現在対策を講じていなくても、例えば1台に定員が何人で、一番多い時には何人が乗り、片道は何分かかかるのか、そのうえで2便体制ができるのか、きちんと整理しておかないと、感染はバスで発生するばかりではなく保護者や運転手からの持ち込みの可能性もあります。他市町村では、2便体制で始業の5分程度前に到着するダイヤを取り入れたり普段使わない補助いすの活用などを行っているようです。感染が起きてしまってからではなく3密を取り除く努力はしておかないといけません。消毒液の設置など予防対策を取ることと委託業者の考え方をきちんと把握していただきたい。

○教育長

担当課で調査を進め、対応をお願いします。

○丁子谷委員

最近話題になっている学校と家庭のOA化について、将来に向けて構築していかなければならないと思います。これからは教える側がカメラに向かって授業を進めるような素質が必要となります。

○教育長

現在国からの調査依頼で、各家庭でのWi-Fi環境の有無について全家庭にアンケートを行っている最中です。今後、在宅の学習など教育の体制が変わってくるのは確実です。まずは体制づくりを行うのは当然ですが、指導についてはこれから別な形で検討が必要です。

○丁子谷委員

様々な物事に関して、そうなってしまってからではなく、先々でものを考えないといけない時代だと思います。

○木村委員

一学級が40人程度のところでは間違いなく3密になっていると思いますが、解消の策というのは学校任せではなく委員会からも提案が必要ではないでしょうか。

○教育長

感染者が出ていない現状では、3密がなるべく重なることを避け、有効な手立てを考えながらリスクを減らしていければと考えます。今後感染者が発生することがあれば、現在の施設の状況では半分在宅で交互に出校させるなどが考えられます。インターネットの環境はここ1、2年で確実に進んできます。ワクチンができないうちは分散授業が現実的になってくるでしょう。

○丁子谷委員

いかに学習の遅れを取り返すかが課題です。国や県でも示すと思いますが我々も考えないといけません。特に低学年は場面ごとの目標が大切でしょうから、先生方にはよく見ていただきたい。

○教育長

大型連休中だったため、臨時休業中の実質の休業は8日間でした。学校再開後は運動会などの行事が中止になったこともあり予定よりも授業は進んでおり遅れはほとんどないとの情報を受けていますが、行事や夏季休業中の出校等の関係とあわせて校長会で話し合っていきたいと思います。

○教育長

ほかに何かございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

ないようですので、これを持ちまして令和2年五所川原市教育委員会第5回定例会を閉会いたします。

午後2時30分閉会

署 名

五所川原市教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年5月21日

五所川原市教育委員会教育長

長尾 孝紀

五所川原市教育委員会委員 1番

丁子谷 悟

五所川原市教育委員会委員 2番

木村 吉幸

会議の書記 教育総務課長

永山 大介